

## 入札公告兼応募要領

次のとおり「藤枝市役所南側駐輪場広告看板枠」の貸付けについて一般競争入札を行います。

令和5年12月5日

藤枝市長 北村 正平

記

### 1 入札に付する事項

件名	藤枝市役所南側駐輪場広告看板枠の一時貸付け
設置場所	藤枝市役所南側駐輪場外壁
規格	壁面サイズ1枠あたり 縦2.0m×横3.0m=6.0㎡
数量	3枠
指定用途	広告看板
貸付期間	令和6年2月1日から令和11年1月31日までの5年間とする。
予定価格 (最低貸付料)	1枠につき5年間で113,160円(年間22,632円)
入札保証金	免除

### 2 入札日程等

項目	日程
申込受付期間	令和5年12月5日(火)から 令和6年1月5日(金)まで (ただし、土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く。) 【受付時間】 午前9時から午後5時まで ※郵送の場合は、期限内必着 【申込先(提出先)】 藤枝市 財政経営部 資産管理課(市役所西館3階) 住所 426-8722 藤枝市岡出山1-11-1 電話番号 054-643-3263(課直通) 054-643-3111(代表:内線3352)
開札日時	令和6年1月17日(水) 午前10時(受付 午前9時45分~)
開札場所	市役所西館3階302会議室
契約締結期限	令和6年1月23日(火)

### 3 入札参加資格者

入札参加者は、契約上の条件等を遵守できる個人又は日本の法律に基づく法人格を有する単独の法人企業です。ただし、次に該当する者は、入札に参加することができません。

(「入札参加心得書」第3入札参加資格を参照)

- (1) 居住（所在）する市区町村の税金（住民税、固定資産税など）に未納の税額がないこと。  
また、藤枝市に納税義務のある税金がある場合は、その未納もないこと。
- (2) 成年被後見人、被保佐人その他の当該入札に係る契約等を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法に基づく更生計画の認可を受けている者を除く）
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可を受けている者を除く）
- (5) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者
- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当する者
- (7) 次のいずれかに該当する者
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下イにおいて「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
  - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
  - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 貸付物件を借り受けるために、暴力団又は暴力団員等を利用している者
- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者
- (9) 次の各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者及びその者の代理人
  - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者
  - イ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (10) 入札参加書申込書を市が指定した期日までに提出しなかった者

#### 4 参加申し込み

入札参加申込書の提出がない場合は入札に参加できませんので、ご注意ください。申込みに当たっては、入札公告兼応募要領、入札参加心得書・現地等を熟知の上、お申込みください。

##### (1) 一時貸付物件の現地確認

現状有姿での引渡しとなりますので、必ず現地を確認してから申し込みをしてください。

##### (2) 申し込みに必要な書類

入札参加申込書に次の書類を添えてご提出ください。提出書類の不備がある場合は、受付できませんのでご注意ください。なお、提出書類は、返却いたしません。

## <個人が申し込む場合>

### ①身分証明書 1 通

※身分証明書とは禁治産・準禁治産の宣告通知、後見の登記・破産宣告の通知を受けていないことを証明するもので、本籍地の市町村で発行されるものです。藤枝市に本籍のある方は藤枝市市民課にて発行されます。

※外国人の方は、後見の登記を受けていないことの証明を添付してください(法務局で発行)

### ②本籍地の記載された住民票抄本 1 通

### ③居住する市区町村の発行する滞納がないことの証明書

## <法人が申し込む場合>

### ①登記事項証明書(法人登記簿謄本) 1 通

### ②所在する自治体の発行する滞納がないことの証明書

## <個人・法人共通注意事項>

※添付書類は、提出日より3か月以内に発行されたもの。

※藤枝市以外に居住(所在)しており、藤枝市に納税義務のある税金がある場合は、藤枝市の滞納がないことの証明書も必要となります。

## (3) 申込方法

申込書類は郵送又は持参(提出先:資産管理課)してください。郵送の場合は、必ず一般書留又は簡易書留で郵送すること。

## 5 入札に関する質問

当該入札に対する質問は、次のとおり書面により提出する。

### (1) 提出期間

令和5年12月5日(火)から令和5年12月21日(木)まで(ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(郵送の場合は期限内必着)。

### (2) 提出先

「2 申込先(提出先)」と同じ。

### (3) 提出方法

郵送、持参、ファクシミリ及び電子メールにて受け付けます。ただし、ファクシミリ又は電子メールの場合は必ず確認の電話をすること。

ファクシミリ 054-643-3185

メール kanzai@city.fujieda.shizuoka.jp

電話番号 054-643-3263

### (4) 質問に対する回答

令和5年12月28日(木)までに参加申込(予定)者全員にファクシミリ又は電子メールにて行う。

## 6 入札手続等

### (1) 入札執行の日時及び場所

開札日時	令和6年1月17日(水)	午前10時(受付 午前9時45分~)
開札会場	市役所西館3階302会議室	

## (2) 入札参加受付書

入札参加申込書を提出した方に、入札参加受付書を交付します。入札当日持参してください。  
申込者の代理人が参加する場合、委任状と一緒に持参してください。

## (3) 入札当日に必要な持ち物

1	入札参加受付書	申請を受付した受付印のある入札参加受付書
2	入札書	予備をご用意ください。
3	入札保証金	免除
4	印鑑 (スタンプ印不可)	申込人本人の場合は本人の印鑑 代理人の場合は、委任状の代理人使用印と同一の印鑑
5	委任状	法人の代表権の無い方や、代理人が入札に参加される場合に必要 となります。
6	筆記用具	黒インクの万年筆又はボールペン フリクションなどの消えるペンは使用しないでください。

## (4) 入札

- ① 入札書は、所定の「入札書」(様式)をご使用ください。
- ② 入札書に必要な事項を記入、押印のうえ指定された時間に入札します。
- ③ フリクションなどの消えるペンは使用しないでください。また、記名押印した入札書の原本を入札してください。

## (5) 無効となる入札

「入札参加心得書第8入札の無効」のいずれかに該当する者が行った入札は、無効となりますのでご注意ください。

## (6) 開札の方法

開札は、入札参加者の面前で直ちに行います。

## (7) 落札者の決定

- ① 開札の結果、市が事前に定めた予定価格(最低貸付料)以上のうち、最高額で入札した上位3者を落札者と決定します。
- ② 落札となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、直ちにくじを受付順により引かせ落札者を決定します。  
※詳細については「入札参加心得書第10落札者の決定」をご覧ください。

## (8) 再度入札

入札最高金額が予定価格(最低貸付料)に達していないときは、再入札は行わず、入札を打ち切ります。

## (9) 入札結果の情報公開

入札結果については、藤枝市情報公開条例(平成13年3月28日藤枝市条例第2号)に基づき、入札に関する情報については開示の対象とします。

## 7 契約手続き

契約手続きの詳細については、入札終了後、落札者に説明を行い、決定通知書をお渡しします。

- (1) 契約金額 落札が決定した入札書記載の金額とする。

- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約の締結 落札者は、決定通知書を受けた日から令和6年1月23日（火）までに契約を締結し、契約書に必要な収入印紙を用意する。また、落札者が期限までに契約を締結しない場合、落札の効力を失う。

## 8 一時貸付物件の指定用途

- ①本入札応募要領に定める条件及びその他法令等を遵守し、貸付期間中は継続して、一時貸付物件を「広告看板」以外の用途に供さないこと。
- ②静岡県屋外広告物条例（昭和49年静岡県条例第16号）及び静岡県屋外広告物条例施行規則（昭和49年静岡県規則第31号）並びに藤枝市広告掲載取扱要綱その他の関係法令の規定に適合したものとすること。
- ③一時貸付物件を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- ④風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定まる性風俗関連特殊営業その他これらに類する業（以下「風俗営業等」という。）の広告看板として利用しないこと。

## 9 広告物

- ①広告枠の決定は、一般競争入札において高額で入札した上位3位のうち上位の者から順に、左側・中央・右側のうち希望する広告枠を選択していただき、決定することとします。ただし、決定者が3者に満たない場合は、上位の者から順に広告枠の複数希望の申出があれば、入札金額にて随意契約を行うものとする。
- ②広告欄外に、「藤枝市は、自主財源確保のため広告事業に取り組んでいます。広告内容に関することは、広告主に直接お問い合わせください。」と明記すること。
- ③広告主の都合により、広告掲載期間中に広告の内容を変更する場合、再度、市の承諾を得た上で、変更することとする。その際に係る費用は、広告主の負担とする。

## 10 応募要領及び入札参加心得書の配布場所並びにホームページアドレス

藤枝市財政経営部資産管理課（藤枝市役所西館3階）

藤枝市岡出山1-11-1

電話番号 054-643-3263（課直通）

054-643-3111（代表：内線3352）

※藤枝市のホームページ（<http://www.city.fujieda.shizuoka.jp>）で入札に関する情報を提供

# 入札不調の場合

入札を実施しても落札者がなかった場合は、期間を定めて、予定価格（最低貸付料）以上の見積金額を最初に提示した方に、当該案件の貸付けを行います。

## (1) 参加資格

入札参加資格のある方であれば、どなたでも参加できます。  
(入札に参加しなかった方も参加できます。)

## (2) 受付方法

見積書に必要事項を記入の上、入札参加申し込みと同様の添付書類を添えて資産管理課へ直接持参又は郵送してください。

(ファクシミリ、電子メールによる受付は行いません。)

## (4) 受付期間

【年月日】	入札実施日翌日から令和6年3月29日（金）まで ※土曜日・日曜日・祝日を除く
【受付時間】	午前9時～午後5時

## (5) 貸付けの決定方法

予定価格(最低貸付料) 以上の見積金額を、最初に提示した方(受付順) を契約相手方とします。

## (6) その他

契約手続き等の詳細については、資産管理課にお問合せください。